別記様式第１号（第２条関係）

○　○

甲

収　去　証

記　号	
番　号	

1　被収去者の住所又は営業所所在地
2　被収去者の氏名又は法人名
3　収去品名
4　収去数量
5　収去目的
6　収去日時　平成　年　月　日　前午後　時
7　収去場所

食品表示法第８条第１項の規定に基づき、上記のように収去する。
平成　年　月　日

収去者　所属庁 職 所属庁印　氏　名㊞

備考

※教示事項について（別紙）参照

備考
1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列５番又はＡ列６番とする。
2　所属庁印は、赤色とする。
3　この用紙は、甲片及び乙片の２片とする。
4　乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所属庁印及び㊞を省略するとともに、「収去証」を「収去証（控）」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。

○　○

（別紙）

＜教示＞
この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、○○に対して□□をすることができる（処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。
この処分に対する取消訴訟については、△△を被告として、この処分があったことを知った日から６か月以内に提起することができる（処分があった日から１年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から６か月以内に提起しなければならない（裁決があった日から１年を経過した場合は除く。）。

＜参照条文＞
○食品表示法（平成25年法律第70号）
第８条　内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。
２～９　（略）
第15条　内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。
２～４　（略）
５　第１項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和22年法律第101号）第５条第１項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

備考
1　教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「都道府県知事」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。
2　教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「審査請求」又は「異議申立て」と記載するものとする。
3　教示文言中の「△△」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。

別記様式第２号（第３条関係）

（表）

第　　号
年　月　日発行

身　分　証　明　書

官職名及び氏名

年　月　日生

写真　押出スタンプ

上記の者は、食品表示法第８条第１項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

消費者庁長官　　印

（裏）

食品表示法抜粋
（立入検査等）
第８条　内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。
２・３　（略）
４　前３項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
５　第１項から第３項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
６～９　（略）

（権限の委任等）
第15条　内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。
２～５　（略）

第21条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一　第８条第１項から第３項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第９条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
二　（略）

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。